

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名						
			円	円				
試験研究費の総額に係る税額控除	特別試験研究費の税額控除	特別試験研究費の税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)	1	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15		
			平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	2	当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額)	16		
			試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「20の②」)	17		
			係る連結税額控除割合 試験研究費の総額に	(3) ≥ 10% の場合	4	0.1	当期分の特別控除額 (16) - (17)	18
				(3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5		差引当期税額基準額残額 $(8) \text{ 又は } \left[ (7) \times \frac{30}{100} \right] - (9) - (16)$	19
			税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	円	前	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20
			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7		期	平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」 (総額+特別))	21
			当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$	8		繰	平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」 (総額+特別))	22
			当期税額控除可能額 (6) と (8) のうち少ない金額)	9			計 (20) + (21) + (22)	23
			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「19の②」)	10			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19) と (23) のうち少ない金額 (1) ≤ (別表六の二(三)付表一「3」、 「4」又は「5」の場合は0)	24
			当期分の特別控除額 (9) - (10)	11		越	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「17の②」 +「18の②」)	25
			特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12		分	当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26
			特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13			法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27
			特別研究税額控除限度額 (12) × (13)	14	円			

【御注意】 平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の二三) (旧別表六の二三) を御使用ください。

## 別表六の二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合は含みません。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「税額控除限度額（(1)×(4)）又は（(1)×(5)）6」欄は、「5」の記載がない場合には「（(1)×(4)）」の金額を記載し、「5」の記載がある場合には「（(1)×(5)）」の金額を記載します。

3 「当期税額基準額  
(7)× $\frac{20又は30}{100}$  8」の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）

が平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は30」を消します。

4 「特別試験研究費に係る税額控除割合  $\frac{12}{100}$ —（(4)又は(5)）13」には、「5」の記載がない場合には「0.02」と記載し、「5」の記載がある場合には「0.12—(5)の割合」を小数で記載します。

5 「差引当期税額基準額残額  
 $\left[ (8) \text{又は} \left( (7) \times \frac{30}{100} \right) \right] - (9) - (16)$  19」の欄は、連結親法人事業年度が平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置法第68条の9の2第8項第1号に規定する平成21年度分連結繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成22年度分連結繰越税額控除限度超過額がある場合には「(8)又は」を消し、その他の場合には「又は  $\left( (7) \times \frac{30}{100} \right)$ 」を消します。